

中国四国厚生局指導監査課では健康保険法等に基づき、主に以下の業務を行っております。

1. 保険医療機関等の指定、諸変更及び保険医等の登録、諸変更
2. 保険医療機関等の施設基準等の届出等の審査、受理、調査
3. 保険医療機関等の指導・監査
4. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに関する事務及び指導・監査



今回は保険医療機関等の施設基準の届出と医療保険制度のルールについて、紹介したいと思います。

保険医療機関等の施設基準の届出についてですが、そもそも施設基準って何？と思われる方がほとんどだと思います。施設基準とは健康保険法の規定に基づき、保険医療機関等の機能、設備、診療体制等を評価するためのもので、厚生労働大臣が定めた保険診療等について、その基準を満たすことにより、一部の所定点数が算定できるというものです。施設基準の届出を受理された保険医療機関等は、どの施設基準の届出を行っているか院内の見やすい場所に掲示する事とされています。

施設基準は2年ごとの診療（調剤）報酬改定の際に見直され、新設される施設基準、変更や廃止される施設基準等がありますが、その数は増加傾向にあり、届出をする保険医療機関等はもちろんですが、審査・受理をする私どもも施設基準届出要件の解釈について、頭を悩ます日々が続いております。なお、各保険医療機関等が届出されている施設基準については当局のホームページでも確認ができますので、興味のある方はご覧いただければと思います。

続きまして医療保険制度のルールについてです。

保険診療については、施設基準以外にも診療点数を算定するためのたくさんの細かいルールがありますが、今回は「一部負担金と領収証」に関係するルールを紹介したいと思います。

保険医療機関等は受診時に患者から一部負担金の支払いを受ける義務があります（医療費助成制度等により負担なしの場合もあります。）。一部負担金の支払いに伴い、領収証と医療費の計算のもととなった項目のわかる明細書が患者さんに発行され、領収証や明細書の内容を確認することで診療内容等を詳しく知ることができます。保険医療機関等は、医療費通知が患者さんに届いた時などに不信感を持たれることのないよう、適正な一部負担金の受領が大切となります。

医療費通知とは各医療保険制度の保険者から患者さんに届く、「医療費のお知らせ」のことをいいます。医療費通知には、保険証を使って診療を受けた際の医療費の内訳が書かれています。その目的は、医療費がどのくらいかかっているかを知っていただき、健康管理に注意を払っていただくことで、限られた医療財源を有効に使っていくというものです。また、医療費の過剰請求や架空請求がされていないかといったチェック機能も果たします。

なお、指導監査課の業務としては、保険医療機関等に医療保険制度のルール等をよく理解していただき、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とした保険医療機関等の指導等を行っています。

医療費は、皆さまがお支払いいただいている保険料等が財源となっています。指導監査課が行っている指導と併せて、皆さまにおかれましては領収証・明細書又は医療費通知の内容確認を行っていただくことが限りある財源を有効かつ適正に使われる事にも繋がりますので、皆さまのご理解、ご協力よろしくお願いいたします。